## 栃木県特別表示食品認証要綱

制定 平成6 (1994) 年4月1日 最終改正 令和3 (2021) 年3月1日

#### (目 的)

第1条 この要綱は、栃木県内で生産される農産物を主原材料として、栃木県内で製造される加工食品等(以下「加工食品等」という。)について、特選の基準を設け、その基準に適合するものを栃木県特別表示認証食品(以下「認証食品」という。)として認証するのに必要な事項を定め、認証食品に対する消費者の信頼を高め、もって本県の農業及び食品産業の振興に資することを目的とする。

#### (対象品目)

第2条 前条に規定する認証食品の対象とする品目(以下「対象品目」という。)は、別表のとおりとする。

#### (認証基準)

- 第3条 知事は、対象品目ごとに、認証に関する必要な基準(以下「認証基準」という。)を定めるものとする。
- 2 知事は、前項の規定により認証基準を定めようとするときは、あらかじめ、加工食品の製造業者、行政機関、消費者等から意見を聴くものとする。
- 3 前2項の規定は、認証基準の変更を行う場合に準用する。ただし、その変更内容が軽微であると知事が認めたときは、この限りでない。

#### (認証を受ける資格)

- 第4条 次の各号のいずれにも該当する者でなければ、認証を受ける資格を有しない。
  - (1) 県内に対象品目の製造所を有する製造事業者(販売業者が当該製造事業者との合意等により製造事業者に代わってその品質に関する表示を行うことになっている場合は、当該販売業者)(以下「製造事業者」という。)
  - (2) 対象品目の製造又は販売について、法令の規定により許可を要する場合は、当該法令 の規定により許可を受けた者
  - (3) 対象品目の製造又は販売について、法令の規定による営業の禁止、停止等の行政処分 を現に受けていない者
- 2 第13条第1項第1号及び第2号の規定に該当することにより認証を取り消された者は、 その取消しの日から1年を経過しなければ、新たに認証を受けることができない。

#### (認証の申請)

第5条 認証を受けようとする製造事業者は、対象品目の製造所及び対象品目ごとに栃木県特別表示食品認証申請書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)を知事に提出しなければならない。

#### (認証の決定)

- 第6条 知事は、前条の規定により認証の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、必要に応じ申請書を提出した者(以下「申請者」という。)の製造等の施設及び品質管理状況を調査するものとする。
- 2 知事は、対象品目が認証基準に適合していると認められるときは、認証の決定を行い、当該 申請者に栃木県特別表示食品認証書(別記様式第2号)を交付するものとする。

#### (認証の表示)

- 第7条 栃木県特別表示食品認証書の交付を受けた製造事業者(以下「認証事業者」という。) は、当該認証を受けた認証食品の包装、容器等に認証マーク(別記様式第3号)を付すること ができる。
- 2 何人も、認証食品以外の商品について前項の表示又はこれに類するものを用いてはならない。
- 3 知事は、前項の規定に違反した者について、当該商品の品目、製造事業者の氏名又は名称及 び製造所の所在地を明らかにすることができるものとする。

#### (認証の有効期間等)

- 第8条 認証の有効期限は、認証を決定した日から3年間とする。
- 2 認証事業者は、認証の有効期間終了後も引き続き認証を受けようとする場合には、改めて第 5条により認証の申請を行うものとする。

#### (届出)

- 第9条 認証事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、栃木県特別表示認証食品製造事業者申請事項変更等届出(別記様式第4号)により遅滞なく知事に届け出なければならない。
  - (1) 氏名又は名称を変更したとき。
  - (2) 認証食品の製造所の所在地を変更したとき。
  - (3) 認証食品の製造を中止し、又は廃止したとき。
  - (4) 認証を辞退するとき。

#### (認証書の再交付)

第10条 認証事業者は、栃木県特別表示食品認証書を亡失し、又は損傷したときは、栃木県特別表示食品認証書再交付申請書(別記様式第5号)を速やかに知事に提出し、その交付を受けなければならない。

#### (調査等)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、当該職員等をして認証事業者の事務所及び認証 食品の製造所を調査し、当該認証食品の製造等の施設、品質管理、品質等について指導させ、 又は点検を行わせることができる。

#### (改善の指示)

第12条 知事は、認証食品が認証基準に適合していないと認めるときは、当該認証事業者に対し、改善のための必要な措置をとるべきことを指示するものとする。

#### (認証の取消し)

- 第13条 知事は、認証事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第2項の認証の 決定を取り消すことができる。
  - (1) 第11条の調査等を忌避し、又は前条の指示に従わないとき。
  - (2) 不正な手段により認証を受けたとき。
  - (3) 第4条第1項の規定による認証を受ける資格を欠くに至ったとき。
  - (4) 第9条第4号の規定による届出をしたとき。
- 2 知事は、前項の規定により認証事業者の認証を取り消したときは、その旨を公表することが できるものとする。

#### (実績報告)

第14条 認証を受けた者は、毎年度4月1日から3月31日までの認証マークの使用実績を 栃木県特別表示認証食品認証マーク使用実績報告書(別記様式第6号)により、4月30日ま でに知事に提出するものとする。

#### (委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附則

- この要綱は、平成6年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成8年4月12日一部改正する。
- この要綱は、平成9年12月19日一部改正する。

- この要綱は、平成10年12月18日一部改正する。
- この要綱は、平成12年3月10日一部改正する。
- この要綱は、平成12年9月7日一部改正する。
- この要綱は、平成13年2月15日一部改正する。
- この要綱は、平成13年6月29日一部改正する。
- この要綱は、平成14年3月6日一部改正する。
- この要綱は、平成14年8月12日一部改正する。
- この要綱は、平成15年6月 2日一部改正する。
- この要綱は、平成15年11月28日一部改正する。
- この要綱は、平成16年 4月 1日一部改正する。
- この要綱は、平成18年 3月15日一部改正する。
- この要綱は、平成21年 3月 6日一部改正する。
- この要綱は、平成21年 3月31日一部改正し、平成21年 4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成22年 3月31日一部改正し、平成22年 4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成22年 8月31日一部改正し、平成22年 9月 1日から施行する。
- この要綱は、平成27年11月10日一部改正し、平成27年11月11日から施行する。
- この要綱は、平成30(2018)年8月23日一部改正し、平成30(2018)年8月24日から施行する。
- この要綱は、平成31(2019)年3月28日一部改正し、平成31(2019)年3月29日から施行する。
- この要綱は、令和3(2021)年3月1日一部改正し、令和3(2021)年3月2日から 施行する

# 別表

		対	象	П	目
1	かんぴょう			1 8	納豆
2	ジャム類			1 9	小麦粉
3	果実ジュース			2 0	ワイン
4	生いもこんにゃく			2 1	栃木しゃもの薫製
5	みそ			2 2	焼酎
6	清酒			2 3	茶
7	ハム類			2 4	パン類
8	豆腐			2 5	ヨーグルト
9	油揚げ			2 6	農産物漬物
1 0	乾めん類			2 7	米穀粉
1 1	生めん類			2 8	乾燥野菜・乾燥果実
1 2	ソーセージ			2 9	コンポート
1 3	ベーコン類			3 0	はちみつ
1 4	アイスクリーム類			3 1	大麦加工品
1 5	米菓				
1 6	甘露煮				
1 7	乾しいたけ				

別記様式第1号(規格A4) (第5条関係)

## 栃木県特別表示食品認証申請書

年 月 日

栃木県知事様

申請者 住所

氏名

(電話番号)

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

栃木県特別表示食品認証要綱第5条の規定により、次のとおり栃木県特別表示食品の認証を受けたいので申請します。

		, ,											
対象	品目						商品名						
食品							内容量						
	名称 (電話 なず責任者												
製造所	の所在地												
	る原材料名 物を含む)												
使用力	水の種類	上水	道 • 1	簡易才	水道・均	也下水	・その他						
					食品	衛生活	去上の許可	Ţ					
営業		許可業種				許可の期限				許可番号			
						年	月日	1	第		号		
食品律	5生責任者氏	名	名 取得年月日				再教育	研修	の有無	再	教育研	F修受記	<b>蒂</b> 日
				年	月	日	有	• :	無		年	月	日
食品律	5生管理者氏	名					取行	导年月	月日		年	月	日
			;	栃木り	具食品?	衛生法	施行条例	上の帰	<b>量出</b>				
製造業及び加工業の届出					食品	衛生主	E任者名 食品衛			生主	· 任者諱	<b>智受</b> 詞	<b></b> 群日
	年 月	1	日								年	月	日
	前年度実	<b>系績</b>					日二 12夕	県内	小売店等				
販売量	今年度予	定					販 路	県夕	県外小売店等				

#### 記入上の注意

- 1 製造所の名称及び責任者の欄は、申請者が責任者であれば記入不要 添付書類
  - 1 水道水以外の水を使用する場合は、申請前1年以内に実施は水質検査の証明書の写し
  - 2 申請に係る食品の製造又は、販売について法令の規定による許可を要する場合は、当該 許可を受けたことを証する書類の写し
  - 3 食品の公的機関による分析証明書の写し
  - 4 製造方法を明らかにした書類
  - 5 原材料の出荷証明書等の写し
  - 6 認証を受けた場合における特別表示食品の包装等の表示の内容及び図案

# 栃木県特別表示食品認証書

認証番号 号

栃木県特別表示食品認証要綱第6条の規定により、次のとおり認証します。

	年	月	板木県知事 〇 〇 〇
対象食品	品	目	内容量
E	申請者氏	名	
E	申請者住	所	
製	造所の名	名称	
製造	造所の所	在地	
	造事業		
氏名又は名称 製造事業者住所			
in in	忍証年月	El .	
	有効期限	艮	<ul><li>( )年 月 日から</li><li>( )年 月 日まで</li></ul>

ロゴマーク



#### 備考

- 1 この認証マークは、栃木県特別表示認証食品が有している性格
  - ① 優れた品質Excellent Quality
  - ② 正確な表示Exact Expression
  - ③ 地域の環境と調和Harmony with Ecologyを3つのEで表現し、このEを食品の「品」の形に配置して栃木県特別表示認証食品が「良い品(イイシナ)」であることを表している。
- 2 認証マークの色彩については、大日本インクカラーガイドの116、オフセット印刷の場合は、M100%×Y70%、「特別表示認証食品」の字は582、BL100%、とちぎ県のバック及び枠の色は130と指定すること。ただし、認証マークがその背景部分と調和しないと判断される場合には、マークを白抜き又は黒色で使用して差し支えない。
- 3 認証マークと組み合わせる「特別表示認証食品」の書体は、「写研/ナールDB・正体」、「とちぎ県」の書体は、「写研/ゴナE」を使用すること。

別記様式第3号-1(第7条関係)

キャッチフレーズ

安心 こだわり とちぎのEマーク食品

# 栃木県特別表示食品製造事業者認証申請事項変更等届出書

年 月 日

栃木県知事 様

届出者

住所

氏名

(電話番号)

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり変更等をしたいので、栃木県特別表示食品認証要綱第9条の規定により届け出ます。

## 1 変更

亦更東西	変更前	変更後
変更事項		
変更の理由		

## 2 製造中止・廃止、認証辞退

	申	請	事	項		
特	別	表	示	п		商品名
認	証	食	品	品目	P	内容量
製造中止等の理由						

記入上の注意

2の申請事項の覧は「製造中止」、「廃止」又は「辞退」のいずれかを記入すること。 添付書類

栃木県特別表示食品認証書

# 栃木県特別表示食品認証書再交付申請書

年 月 日

栃木県知事 様

申請者

住所

氏名

(電話番号)

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

認証書を 忘 失 ・ 損 傷 したので、栃木県特別表示食品認証要綱第10条の規定により申請します。

特	別	表	示	пп	目	商品名
認	証	食	品			内容量
	再交付申請の理由					

添付書類

栃木県特別表示食品認証書(損傷した場合に限る。)

# 栃木県特別表示認証食品

# 認証マーク使用実績報告書

年 月 日

栃木県知事様

届出者

住所

氏名

(電話番号)

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

栃木県特別表示食品認証要綱第14条の規定により、 年度の認証マーク使用実績を 下記のとおり報告します。

記

				1			1			
品		商品	名		内容	量				
認証マークの表示方法(いずれかに○ ) 1 シール貼付 2 印刷										
月	使用マーク数	月	使	戸用マーク数	月	使	用マーク数			
4		8			12					
5		9			1					
6		10			2					
7		11			3					
					合計					